

習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託  
プロポーザル 募集要項

1. 業務目的・内容

平成 14 年度から稼働している現清掃工場は、令和 13 年度をもって稼働停止を予定していることから、当該敷地内に新清掃工場を建設し、令和 14 年度からの稼働を予定している。

このため、新清掃工場の建設にあたって、「千葉県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施する。

これと連動して、同評価における諸条件を整理するなかで、建設予定地が埋立地であること、かつ周辺が事業系の土地利用がなされていることを踏まえ、施設整備基本計画の策定等を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託

(2) 業務対象エリア

習志野市クリーンセンター敷地及び市外最終処分場 等

(3) 業務内容の詳細

「習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託仕様書」、「習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託 仕様書 特記事項」 参照

(4) 予定価格

226,886,000 円(税込)

(5) 業務履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

3. 募集スケジュール

期間等	内 容
募集要項の公表	令和 4 年 12 月 19 日(月)
質問の受付	令和 4 年 12 月 19 日(月)から令和 4 年 12 月 23 日(金) ※午後 5 時〆切(E メール送信完了)
質問に対する回答(予定)	令和 4 年 12 月 28 日(水)
応募の受付	令和 5 年 1 月 10 日(火)から令和 5 年 1 月 16 日(月) ※午後 5 時〆切(郵便・宅配 必着)
参加資格要件確認結果 及び プレゼンテーションの日時の通知	令和 5 年 1 月 19 日(木)
プレゼンテーション	令和 5 年 1 月 26 日(木)または 1 月 27 日(金)
審査結果の公表(予定)	令和 5 年 2 月 1 日(水)

#### 4. 参加資格要件

以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 平成 25 年度以降に完了した業務で、一日当たり処理能力 200 トン以上の廃棄物処理施設の新設に係る環境影響評価 及び 施設整備基本計画策定の元請けとして履行した実績があること。
- (2) 人員配置等について、以下の要件を満たすこと
  - ① 受託者は、業務の実施にあたっては、次のとおり、「主任技術者」・「照査技術者」・「担当技術者」を選任する。
  - ② 高度な技術を要する廃棄物処理施設に関連する業務においては、以下のとおり、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。
  - ③ 業務の実施にあたっては、本市の指示のもとの確な支援を行うとともに、状況に応じて主体的に技術提案すること。
    - 技術者は、「技術士法」に定める技術士または技術士補でなければならない。ただし、主任技術者及び照査技術者は、技術士法に定める、技術士かつ衛生工学部門の資格保有者であること。
    - 環境影響評価に係る主任技術者は、平成 25 年度以降に完了した業務で、一日あたり処理能力 200 トン以上の廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があること。
    - 施設整備基本計画に係る主任技術者は、平成 25 年度以降に完了した業務で、一日あたり処理能力 200 トン以上の廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があり、かつ、事業者選定や廃棄物処理方式選定のアドバイザリーの実績があること。
    - 環境影響評価の担当技術者は、廃棄物処理施設に関連する業務で 10 年以上の経験を有し、及び廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があること。
    - 施設整備基本計画策定の担当技術者は、廃棄物処理施設に関連する業務で 10 年以上の経験を有し、及び廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があること。
    - 各技術者は、自社の社員(本業務の公告日現在より、3 ヶ月以上の雇用関係にあるものに限る)であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
  - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本委託業務の契約候補者決定の日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
  - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
  - ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (4) 原則、習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に登載されていること。ただし、業務の対象施設がプラント系のごみ処理施設である特殊性を考慮し、名簿に登載されていない者も参加することができるものとする。なお、名簿に登載されていない者が受注者に選定された場合、すみやかに資格登録をすること。

- (5) この公告の日から参加表明書の提出期限までの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成 12 年 2 月 1 日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 法人税法(昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号)、地方税法(昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号)、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める税金を滞納していないこと。

## 5. 応募手続

### (1) 募集要項等の配布

令和 4 年 12 月 19 日(月) 正午 以降 に募集要項等を市ホームページにて公表する。  
様式は、必要に応じ、各自ダウンロードして使用すること。

### (2) 質問について

募集要項等の内容について次により質問を受け付ける。

#### ① 受付期間

令和 4 年 12 月 19 日(月)から令和 4 年 12 月 23 日(金) 午後 5 時まで  
※Eメールの送信完了

#### ② 提出方法

質問書(別記 第 1 号様式)を作成のうえ、習志野市都市環境部クリーンセンタークリーン推進課(以下、「事務局」という。)へ E メールにより提出すること。

なお、提出後、必ず、事務局へ電話にて受信確認を行うこと。

#### ③ 質問に対する回答

令和 4 年 12 月 28 日(水) 正午 以降 市ホームページに掲載する。

### (3) 応募に係る書類作成時の留意事項

#### ① 各様式に関する事項等

- i . 提出した書類は返却しない。
- ii . 書類の作成に必要な費用は、事業者負担とする。
- iii . 書類の提出後の記載内容の変更は一切認めない。
- iv . 市の求める事項に対応した記載がない場合、当該事項の提案が無いものと判断する。
- v . 参加表明・応募において、市が取得した個人情報は、当該評価に係る目的以外には使用せず、第三者に提供しない。
- vi . 提出した書類における個人、技術提案等以外の情報について、必要に応じて公表することがある。

#### ② 失格条項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- i . 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき
- ii . 書類に虚偽の記載があったとき
- iii . 提出方法、提出期限を守らないとき
- iv . 同一の者が複数の参加表明・応募をしたとき
- v . 選定委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき
- vi . その他選定委員会が不適格と認めたとき

## 6. 応募の受付

### (1) 受付期間

令和 5 年 1 月 10 日(火) 午前 9 時から令和 5 年 1 月 16 日(月) 午後 5 時まで  
※郵便・宅配は必着

### (2) 提出書類

① 参加表明書(別記 第 2 号様式)

② 参加資格要件確認書(事業実績)(別記第 3 号様式)

※ 必要に応じ枚数を調整すること

※ 提出できる実績は直近のものから 5 件までとする

③ 別記 第 5 号様式・第 6 号様式・第 7 号様式

※ 用紙サイズは、原則 A4 し、A4 以外は A3 のみで、印刷は片面のみに限定する。

また、この場合は、折り込み、サイズを A4 に統一する。

※ 用紙の枚数は、項目ごとに以下のとおりページ数の上限を設定する。A3 を使用する場合は、1 枚を 2 ページとして取り扱う。

#### 1. 基本的事項 ⇒ 6 ページ以内

(1) 業務実施方針

(2) 業務実施体制

(3) 業務スケジュールの設定

(4) 業務スケジュールの管理

(5) 事業費削減のための方策

#### 2. 提案の内容 <環境影響評価> ⇒ 3 ページ以内

(1) 本業務で想定される課題への対応の方策

(2) 評価項目の選定

(3) 調査方法

#### 3. 提案の内容 <施設整備基本計画> ⇒ 10 ページ以内

(1) 本業務で想定される課題への対応の方策①

(2) 本業務で想定される課題への対応の方策②

(3) 本業務で想定される課題への対応の方策③

(4) 本業務で想定される課題への対応の方策④

(5) 処理方式

(6) 付帯施設

(7) 余熱利用

#### 4. 提案の内容 <土壤汚染調査> ⇒ 1 ページ以内

(1) 本業務で想定される課題への対応の方策

(2) 不測自体発生時の対応

※ 印刷の色は、フルカラーを可とする。

※ 必要に応じ、提供資料「現クリーンセンター配置図」を活用することも可

④ 主任技術者等予定者一覧(別記 第 8 号様式)

⑤ 各技術者の資格証明書の写し

⑥ 主任技術者等予定者 経歴書(別記 第 9 号様式)

⑦ 各技術者と受託者が直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し

(健康保険被保険者証等)

- ⑧ 法人の登記簿または登記事項証明書
- ⑨ 定款等、その他これらに類する書類
- ⑩ 貸借対照表・損益計算書
- ⑪ 会社案内(事業概要・実績の分かるもの)

※ 応募した者が提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で届出こと

### (3) 提出形式

- ① 応募書類一式は、正本1部、副本9部を紙ファイルにファイリングする
- ② 書類ごとにインデックスを貼付する
- ③ 副本は事業者が特定できないように処理する

### (4) 提出方法

- ① 持参(受付時間は、平日午前9時から午後5時までに限る。)  
※ 持参による場合は、前日までに事務局へ電話連絡すること
- ② 郵送・宅配  
※ 郵送、宅配による場合は、送り状に「習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託応募書類在中」と朱書し、締切日必着とする  
※ 郵送の場合はレターパックプラスに限る

### (5) 提出先

〒275-0023

習志野市芝園3-2-1

習志野市都市環境部クリーンセンタークリーン推進課 小田・小嶋・尾崎 宛て

・TEL 047-453-1793 / Email [kurisui@city.narashino.lg.jp](mailto:kurisui@city.narashino.lg.jp)

### (6) 応募書類の審査

審査は、以下のとおりとする。なお、応募書類の提案内容について、事務局より確認のため連絡する場合がある。

#### ① 選定委員会

第一契約候補者・第二契約候補者の選定は、習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において行う。

#### ② 審査方法

➤ 選定委員会は、参加資格要件を満たすことが確認された応募者より提出された応募書類・プレゼンテーションの内容等について、「習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託候補者選定審査基準」(以下、「審査基準」という。)に基づき審査を行う。なお、プレゼンテーションにおいて、Microsoft社のPowerPointを使用する場合は、別記 第5号様式にて申し出ること。

また、PowerPoint を使用する場合は、映写するデータ、PC は応募者が用意すること。PC からプロジェクターへのデータの転送は HDMI 端子を使って行うため、これに対応する機器を応募者は準備すること。

※ スクリーン、プロジェクターは市が用意する

- 選定委員会の委員数は 5 人で、各委員 200 点満点で採点し、この合計の平均を得点とする。なお、平均を算定する際に少数以下の点数が出た場合、小数点第 3 位を四捨五入する。
- 応募者のうち最も高い得点を得た者を第一契約候補者とし、次に高い得点を得たものを第二契約候補者とする。  
ただし、第一契約候補者、第二契約候補者となり得る契約候補者には、本業務を適切に遂行する優れた能力及び技術を求めるところから、契約候補者必要得点として満点の 7 割に相当する 140 点の得点を求める。このため、これに満たない対象者は失格とする。
- 習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託候補者選定審査基準 5. 審査項目・配点 の採点基準において、「普通」を下回る審査項目がある場合は失格とする。  
また、予定価格を上回る受託予定金額を提案した場合も失格とする。
- 第一契約候補者、第二契約候補者を決定する際、同点の者が出た場合、「習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託候補者選定審査基準」審査項目 2・3・4 の「提案の内容」の合計得点の高い者を候補者とする。  
審査項目 2・3・4 の「提案の内容」の合計得点も同点の場合、審査項目 1 「基本的事項」の得点の高い者を候補者とする。さらに同点の場合、審査項目 5 「事業費」の得点の高い者を候補者とする。それでもなお、同点の場合、選定委員会で総合的に判断の上、候補者を決定する。
- 第一契約候補者が選定後に参加資格要件を満たさなくなった場合、応募書類に虚偽があった場合、応募書類に記載された業務実施体制が維持できなくなった場合、業務の受注者としての適性を著しく欠いた場合等は、資格を取り消し、第二契約候補者と契約交渉を行う。なお、第二契約候補者が選定後に参加資格要件を満たさなくなった場合も同様とし、その場合の契約交渉は、別途、選定委員会で判断する。

## 7. 審査結果

### (1) 審査の結果

令和 5 年 2 月 1 日(水) 正午 以降 に市ホームページにて、応募者数、第一契約候補者、第二契約候補者 及び 得点 を公表することを予定している。ただし、応募状況及び審査状況により、変更する場合がある。

また、各応募者に対しては、審査結果を別途郵送にて通知する。

なお、審査に係る問い合わせには応じない。

## 8. 契約協議及び契約

### (1) 契約金額

応募した受託予定金額以内とする。

### (2) 契約手続き

別途、総務部契約検査課と行う。

-以上-